

防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業（間接補助事業）  
要望事前調査（仮公募）要領

平成 27 年 1 月  
環境省総合環境政策局環境計画課

環境省では、平成 27 年度予算が成立することを前提として、地震や台風等による大規模な災害に備え、地域の避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの導入事業に対する補助金を非営利法人（以下、「執行団体」という。）に交付し、執行団体から都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合（以下、単に「地方公共団体」という。）に対する間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業を実施する予定としています。

そうした中、本補助金による設備整備等事業の完了期限を平成 28 年 2 月末日に設定していることや地方公共団体による予算措置の都合等を勘案し、予算成立後、執行団体が実施する公募の期間が極めて短くならざるを得ないものと想定していることから、今般、地方公共団体に対する要望事前調査を実施することとしました。

環境省では、この要望事前調査を仮公募として位置づけ、得られた地方公共団体の補助要望の内容を執行団体に引き継ぐなどして、円滑な審査、採択等手続きが執り行われるよう求めることとしていますので、補助金を要望される地方公共団体におかれては、この要望事前調査（以下「仮公募」という。）へのご協力のほど、お願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管轄の市区町村等が仮公募で応募する補助事業について、地域防災計画上の位置づけや既存基金事業での執行の可能性に関する確認等についても、ご協力いただきますよう、併せてお願いします。

本補助金の概要、対象事業、応募方法、その他留意事項等については、本要領に記載しておりますので、応募される地方公共団体は、本要領を熟読願います。

なお、予算成立後に予定されている、執行団体が実施する正式な公募への応募申請、補助事業として採択された場合における補助金交付申請等の手続きについては、それぞれ、執行団体が定めることとなる公募要領、交付規程等に従っていただくこととなりますが、執行団体宛公文書を除いては、今般の仮公募における応募書類の様式等をそのまま活用いただけるものと想定しています。

## 目次

	頁
1. はじめに	1
(1) 補助事業の目的	1
(2) 補助事業の内容	1
(3) 補助事業の実施期限	1
2. 仮公募への応募手続き（執行団体決定前）	1
(1) 応募可能な事業者	1
(2) 仮公募申請	2
(3) 意見書	2
(4) 仮公募に必要な書類	2
(5) 審査のポイント	3
(6) 問い合わせ先	3
3. 応募に当たっての留意事項	3
参考. 補助対象事業の選定から事業執行手続き案（執行団体決定後）	4
別表第1 対象とする「公共施設等」の内容	7
別表第2 対象とする「再生可能エネルギー発電設備等」の内容	8
別表第3 補助対象経費	9
別表第4 交付額の算定方法	9
別表第5 補助対象経費の内容	10
別表第6 事務費の内容	13

### 【様式】

(様式1)	仮公募申請書
(別紙1)	実施計画書
(別紙1-1)	実施計画書(事業概要等)
(別紙2)	事業別概要書
(別紙2-1-1, 2, 3)	導入量算出表
(別紙2-2)	経費内訳
(別紙2-3)	事業実施工程表

## 1. はじめに

### (1) 補助事業の目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を契機とした電力需給の逼迫などを背景として、災害に強い地域づくり、環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題となっています。

そのため、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を早期に実現することを目的としています。

### (2) 補助事業の内容

補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）内容は、地域の避難所や防災拠点及び災害時等に地域住民の生活等に必要不可欠な都市機能を維持する事が必要な公共施設等への再生可能エネルギー発電設備等の導入になります。

#### ① 補助対象とする「公共施設等」及び「再生可能エネルギー発電設備等」

補助対象とする「公共施設等」の内容は、防災拠点、避難所、その他生活等に不可欠な都市機能を有する施設等が対象になります。詳細は「別表第1」に掲げるとおり。

また、「再生可能エネルギー発電設備等」の内容は、太陽光・バイオマス資源等の発電設備・熱供給設備、蓄電池等の発電設備・熱供給設備及び当該設備に付帯する設備等が対象になります。詳細は「別表第2」に掲げるとおり。

#### ② 補助対象とする経費

補助対象とする経費は、「別表第3」のとおり補助事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で執行団体が承認した経費になります。

#### ③ 補助金の交付額

補助金の交付額の算出方法は、「別表第4」に掲げるとおり。

### (3) 補助事業の実施期限

補助事業の実施期限は、平成28年2月末日までとなります。

## 2. 仮公募への応募手続き

### (1) 応募可能な事業者

応募可能な事業者は、地方公共団体（※）とします。

※地方自治法上の普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区及び地方公共団体の組合（広域連合、一部事務組合））のことを指します。

## (2) 仮公募申請

応募を予定している地方公共団体は、仮公募申請書（様式1）に応募に必要な事項を記載し、以下の期限までに環境省、所管地方環境事務所および所管都道府県へ各1通、郵送で提出してください。（環境省のみ電子データ（Excel）の送付が必要です。）郵送の宛先、メールの送付先については、都道府県を通じて別途連絡致します。

その際、提出する仮公募申請書には代表者印の押印は不要になります。

また、仮公募の段階では、様式以外の根拠書類は揃っている限りの資料で構いません。ただし、執行団体決定後の正式公募への申請時では書類を全て揃えて提出し、申請していただく必要があります。

なお、既に提出された仮公募申請書の内容を変更する場合や、正式公募への申請を行わなくなった場合は、速やかに「(6) 問合せ先」まで御一報ください。

### 【仮公募申請書の提出期限】

平成27年2月27日（金）

## (3) 意見書

仮公募申請書が郵送された都道府県は、仮公募申請書の内容に対して意見書（様式2）を作成し、環境省および所管地方環境事務所へ意見書の電子データを添付した上でメールにて提出してください。

なお、意見書の提出については、以下のとおり提出して下さい。

その後、地方環境事務所からも意見を徴取した上で意見書を決定し、執行団体決定後に環境省から執行団体へ引き渡すものとします。

### 【意見書の提出期限】

○仮公募申請書の提出があった事業名を一覧にしたものの提出  
（※環境省のみ提出（地方環境事務所への提出は不要））

平成27年2月27日（金）

○上記一覧表に意見を記載したものの提出

平成27年3月 6日（金）

## (4) 仮公募申請に必要な書類

応募に際して、地方公共団体から提出が必要となる書類は次のとおりです。

（様式1）	仮公募申請書	1枚
（別紙1）	実施計画書	1枚
（別紙1-1）	実施計画書（事業概要等）	1枚
（別紙2）	事業別概要書	1事業につき1枚
（別紙2-1-1, 2, 3）	導入量算出表	1事業ごと必要枚数
（別紙2-2）	経費内訳	1事業につき1枚
（別紙2-3）	事業実施工程表	1事業につき1枚

※CO2削減量の算定については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイル」（環境省地球環境局）に基づいて算出します。

### (5) 審査のポイント

審査基準は執行団体決定後の審査委員会にて決定されますが、以下の項目が重要と考えております。

- a. 災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築に資するものであること
- b. 地域の実情をふまえた効率的かつ効果的な事業内容であること
- c. 低炭素な地域づくりへの貢献が見込まれるものであること
- d. 設備の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること

### (6) 問合せ先

仮公募への応募等に関して質問等ある地方公共団体は、件名を「防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業に関する問い合わせ（自治体名）」とし、以下のアドレスまで電子メールで送ってください。電子メール以外での問い合わせはできませんので注意してください。

問合せ可能期間：平成27年3月31日（火）まで

問い合わせ先：環境省 総合環境政策局 環境計画課

メールアドレス：[GNDPROJECT@env.go.jp](mailto:GNDPROJECT@env.go.jp)

## 3. 応募に当たっての留意事項

応募する地方公共団体においては、以下の点について、十分に認識した上で、申請して下さい。

- ① 応募に際して提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 補助事業の基本的要件として、下記を満たしている必要があります。
  - ・補助事業により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けないこと。
  - ・固定価格買取制度による売電を行わないこと。
- ③ 執行団体から補助金の交付決定を通知する前において契約・発注を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ④ 補助事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、応募においては、二酸化炭素の削減量計画値およびその根拠を明示していただきます。また、補助事業完了後（3年間）は削減量の実績を報告していただくこととなります。
- ⑤ 補助金の執行に当たっては、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていた

く必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）のほか、執行団体が別途作成する交付規程等の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、是正指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがあります。

- ⑥ 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す（廃棄を含む。）ことをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について執行団体の承認を受けなければなりません。

なお、処分の内容によっては補助金の返還が必要になることがあります。

更には、取得財産等には、環境省の補助事業である旨を明示しなければなりません。

- ⑦ 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて執行団体が現地調査等を実施します。

- ⑧ 補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

## 参考. 補助対象事業の選定から事業執行手続き案（執行団体決定後）

以下は、執行団体決定後の手続きを想定した内容になります。正式な手続きの流れ、応募に当たっての留意点、応募方法等は、執行団体が作成する公募要領及び交付規程で示す予定です。

### （1）公募申請

応募する地方公共団体は、執行団体が別途定める期日までに公募申請書を提出します。

#### ① 公募期間

現時点で未定

#### ② 応募書類

応募に際して、地方公共団体から提出が必要となる書類は、次のとおりです。

- |                |          |
|----------------|----------|
| ・ 公募申請書        | 1枚       |
| ・ 実施計画書        | 1枚       |
| ・ 実施計画書（事業概要等） | 1枚       |
| ・ 事業別概要書       | 1事業につき1枚 |

- ・ 導入量算出表 1事業ごと必要枚数
- ・ 経費内訳 1事業につき1枚
- ・ 事業実施工程表 1事業につき1枚

③ 応募書類の提出方法と提出部数

上記の応募書類（紙）1部と、その電子媒体（DVD等）を提出期限までに、郵送で提出します（提出期限厳守）。

④ 提出先

執行団体事務局（現時点で未定）

(2) 補助事業の審査

執行団体は、提出された公募申請書について応募要件を確認した後に、外部有識者を含む審査委員会の審査を経て補助対象事業の選定を行います。その後、速やかに採択・不採択および採択条件の選定結果を通知します。

なお、審査基準は審査委員会にて決定されますが、以下の項目が重要と考えています。

- a. 災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築に資するものであること
- b. 地域の実情をふまえた効率的かつ効果的な事業内容であること
- c. 低炭素な地域づくりへの貢献が見込まれるものであること
- d. 設備の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること

(3) 交付申請

事業採択された地方公共団体（以下「補助事業者」という。）は、指定された期日までに交付申請書を提出します。

(4) 交付決定

執行団体は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請書の記載事項が採択された事業内容と合致しているか。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費（固定価格買取制度による売電を行うため設備等の導入経費含む。）を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(5) 補助事業の開始

補助事業者は、執行団体からの交付決定を受けた後に、補助事業に着手（契約・発注を含む。）することが可能となります。

なお、補助事業者が補助目的を達成するために、委託・請負及び設備導入等の契約を締結するにあたっては、補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定する必要があります。

(6) 補助事業の計画変更

補助事業者は、内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）は、事業計画変更申請書を執行団体に提出し、承認を得る必要があります。

(7) 実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、事業費の支払い等を含め補助事業が完了した場合には、その完了後30日以内又は平成28年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を執行団体に提出します。

執行団体は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定を通知します。

(8) 補助金の支払い

補助事業者は、執行団体から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を執行団体に提出します。執行団体は精算払請求書を受領後、補助金を補助事業者に支払います。



別表第 1

対象とする「公共施設等」の内容	
<p>地方公共団体が所有する施設等であって、防災拠点等であることが防災計画又はそれに準じる計画等で定められ、かつ耐震性を有する施設等とする。</p> <p>ただし、災害発生直後から役割、機能が求められる施設等に限る。</p> <p>※以下に防災拠点等の事例を掲げるが、防災拠点等については、地域の状況に合わせて各地方公共団体が個別に策定する地域防災計画等において定義されるため、当該計画等に基づくものとする。</p>	
防災拠点	<p>●災害応急活動施設等</p> <p>①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫</p> <p>※その他、執行団体が認める施設等。</p>
避難所	<p>●避難所・収容施設等</p> <p>①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、⑦観光交流施設（道の駅等）</p> <p>※その他、執行団体が認める施設等。</p>
その他	<p>●地域住民の生活等に不可欠な都市機能を有する施設等</p> <p>①上水道施設、②下水道施設、③清掃工場</p> <p>※その他、執行団体が認める施設等。</p>
<p>【耐震性を有する施設等の判断基準（消防庁資料より）】</p> <p>○昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物</p> <p>○昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物</p> <p>○耐震改修整備を実施した建築物</p>	

別表第2

対象とする「再生可能エネルギー発電設備等」の内容	
区分	内容
発電設備 熱供給設備	<p>原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや自然由来の未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備</p> <p>※その他、執行団体が認めるもの。</p>
上記に付帯する設備等 (※上記の発電設備と併せて導入する設備等)	<p>①蓄電池 据置型（定置型）に限る。</p> <p>②高効率照明機器 施設の内外に設置するものであり、従来の照明機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る。</p> <p>※その他、執行団体が認めるもの。</p>
街路灯・道路灯	<p>災害時に避難を誘導する目的で、避難所までの避難経路上に設置する又は避難所(公園・防災公園)の照明として設置する太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型LED灯設備に限る。(※太陽光発電機能及び蓄電池付きの避難標識を含む。)</p> <p>※その他、執行団体が認めるもの。</p>
<p><b>【発電設備及び蓄電池の導入規模】</b></p> <p>補助事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とする。従って、補助事業で対象とする発電設備の規模は、個々の施設等において非常時に維持することが求められる日中及び夜間における最低限の機能に基づき算定した電力を適切に確保できる規模の設備等とする。</p> <p><b>【付帯工事の範囲】</b></p> <p>上記の設備等の導入・設置に関わる付帯工事は、直接且つ必要最小限の範囲とする。その範囲は設備等の機能を保持するために必要な工事とするが、設置場所などの地域の実情により発生する付帯工事は、補助事業の対象外とする。</p>	

別表第3

補助対象経費
補助事業を行うために必要な設計費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で執行団体が承認した経費（補助対象経費の内容については別表第5に定めるものとする。）

別表第4

交付額の算定方法
<p>1 総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>2 別表第3に掲げる補助対象経費と執行団体が必要と認める額（基準額）とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>3 1により算出された額と2により算出された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>① 再生可能エネルギー発電設備等のうち高効率照明機器の購入に係る分 3分の2</p> <p>② 再生可能エネルギー発電設備等のうち①以外の導入分 10分の10</p>

別表第5 補助対象経費の内容

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費)	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>
材料費			
労務費			
直接経費			
(間接工事費)			
共通仮設費			

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第6に定めるものとする。</p> <p>事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%

別表第6 事務費の内容

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

# 防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業 公募手続きについて

